

経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課パブリックコメント担当御中

「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案等」に対する意見

2023 貿情セ調（経提）第5号

2023年10月18日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 理事・調査研究部長 中野 雅之
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉晴夫
	東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階
I. 貨物・技術（貨物等省令・解釈等関連）	
1. 3 の 2 の 項 「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈	
<p>【意見】</p> <p>AGの「クロスフローろ過装置」のテクニカルノートの後半が次のように改定された。 Technical note: In this control, 'sterilized' denotes the elimination of all viable microbes from the equipment through the use of either physical (eg steam) or chemical agents. <u>'Disinfected' denotes a process to reduce the number of microorganisms but not usually of bacterial spores, through the use of chemical agents, without necessarily killing or removing all organisms.</u></p> <p style="text-align: right;">（*下線部が改定部分）</p> <p>この改定を受けて、「解釈」の改正案が次のように示された。 「物理的手法（例えば蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により、当該装置から全ての生きている微生物を除去できるもの、<u>又は当該装置中の微生物（細菌芽胞を除く。）の数を伝染能力が失われる程度に減少させる（必ずしも全ての微生物を死滅させ又は除去することを要しない）</u>ことができるものをいう。」（*下線部が改正部分）</p> <p>今回「あるいは」が「、又は」となっているので、前半と後半は全く違った概念を規定している、と読むことができるが、「滅菌」の手法と「殺菌」の手法とを明確に書き分けている国際輸出管理レジームを忠実に反映させるとすれば、「解釈」における「滅菌」の部分と「殺菌」の部分もまた、例えば次のように、明確に区分して規定することが望ましいと思われる。</p> <p>「<u>滅菌</u>とは、物理的手法（例えば蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により、当該装置から全ての生きている微生物を除去できるものをいう。<u>殺菌</u>とは、<u>化学物質の使用により</u>、当</p>	

該装置中の微生物（細菌芽胞を除く。）の数を伝染能力が失われる程度に減少させる（必ずしも全ての微生物を死滅させ又は除去することを要しない）ことができるものをいう。」

なお、今回の改正とは別に、AGで規制されている各品目（生物兵器関連、化学兵器関連含めて）の規定ぶりにはばらつきが見られること（「殺菌／滅菌」の定義の有無及び方法の差異、「殺菌／滅菌」が「～できるもの」と「～設計されたもの」の規定の差、曝露防止装置の規定の有無、等）、「殺菌／滅菌」が「できるもの」との規定を判断するための具体的手順が欠如していること等の課題があるように見受けられるため、規制の趣旨に即して規定に統一性を持たせ、輸出者側の理解に混乱が生じないよう、AGの場で品目横断的に検討していただくことが望ましいと思われまます。

また、AG合意の外為法令への反映については、直訳ではレジーム合意の趣旨が十分伝わらない場合を除き、極力、レジーム合意に即した日本語訳によって規定に反映されることが（規制番号体系の国際化の趣旨にも合致するものであり）望ましいと思われまます。

これらの課題について、適切な時期に、産業界側と意見交換の場を持っていただければ幸いです。

【理由】

レベルプレイングフィールド原則に立ち、また規制番号体系の国際化の趣旨に即して、国際輸出管理レジームのリストの規定ぶりと乖離がないようにするとともに、輸出者側の規制遵守が適切になされるようにする必要があることによるものです。

2. 8の項 貨物等省令第20条第2項第二号、第五号

【意見】

次のように改正する。

二及び五 加重最高性能が 1.5 実効テラ演算超 70 実効テラ演算以下になるもの

↓

二及び五 加重最高性能が 2.4 実効テラ演算超 70 実効テラ演算以下になるもの

【理由】

一般のパブコメ案では改正対象ではありませんが、第一号、第三号がワッセナーアレンジメント（=WA）の改定を踏まえて 2.4 実効テラ演算に改正されますが、WAの改定を踏まえて第二号、第五号も改正する必要があります。

3. 8の項 貨物等省令第20条第1項

【意見】

次のように改正する。

改正案	現行
外為令別表の8の項（1）の経済産業省令で定める技術は次のいずれかに該当す	外為令別表の8の項（1）の経済産業省令で定める技術は次のいずれかに該当す

<p>るもの(第一号から第<u>三</u>号までに該当する技術(プログラムを除く。))であって、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。)とする。</p> <p>(一 削る)</p> <p><u>一</u> 第7条に該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)</p> <p>(三 削る)</p> <p>(四 削る)</p> <p><u>二</u> 第7条に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)</p> <p><u>三</u> 第7条に該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)</p>	<p>るもの(第一号から第六号までに該当する技術(プログラムを除く。))であって、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。)とする。</p> <p>一 第7条第一号ロ又は同条第三号ロに該当するものの設計製造に必要な技術(プログラムを除く。)</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、第7条各号に該当する貨物の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)</p> <p>三 第7条第一号ロ若しくは同条第三号ロに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)</p> <p>四 前号のプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)</p> <p>五 第三号に掲げるもののほか、第7条各号に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)</p> <p>六 第7条に該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)</p>
--	---

【理由】

今般のパブコメ案では改正対象ではありませんが、提出書類通達の別表2の付表1から「7 外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第一号又は第三号のいずれかに該当するもの」が削除され、第一号と第三号を特出して規定する必要がなくなるためです。

4. 8の項 包括許可要領【別表A】

【意見】

次のように修正する。

[8の項]

仕 向 地 輸出令別表第 1 項番	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第 1 の 8 の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第 7 条第 1 号ロに該当するもの	特別一般 一般	特定	—
輸出令別表第 1 の 8 の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第 7 条第 3 号ロ又はハに該当するもの	特別一般 一般	—	—
輸出令別表第 1 の 8 の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—



[8の項]

仕 向 地 輸出令別表第 1 項番	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第 1 の 8 の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第 7 条第 1 号ロに該当するもの	特別一般 一般	特定	—
輸出令別表第 1 の 8 の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—

【理由】

パブコメの対象範囲ではありません。

WAのSLの改定が以下のように改定されました。、

Category 4 4.A.1.a.2. Electronic computers...radiation hardened...

4.A.3.b. Not used since 2002

4.A.3.c. Not used since 2001

4.D.1. Not used since 2022

4.E.1. Not used since 2022

この改定を受けて、提出書類通達の別表 2 の付表 1 の 7 と 8 が削られ、包括許可の技術のマトリックスが、次のように改正されます。

外為令別表の 8 の項 (1) に掲げる技術であって、貨物等省令第 20 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するもの
--

外為令別表の 8 の項（1）に掲げる技術であって、上記を除くもの

外為令別表の 8 の項（2）に掲げる技術であって、貨物等省令第 20 条第 2 項第 1 号ロ又は第 3 号ロに該当するもの

外為令別表の 8 の項（2）に掲げる技術であって、上記を除くもの



外為令別表の 8 の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第 20 条に該当するもの

貨物等省令第 7 条第 1 一号ロの WA での SL 貨物よりも、第 7 条第 3 号ロ又はハの BL 貨物の適用範囲が限定的であり、他の BL 貨物と同じ適用範囲にすることが WA とも整合的であり、改正の必要があると考えます。あわせて、提出書類通達の別記 2 の 4 ⑤の削除も必要であると思います。

5. 1 3 の項 貨物等省令第 25 条第 3 項第五号

【意見】

WA2022 にて以下の改定があった。

9.E.3.k. "Technology" not specified ,,,

4. 'Active thermal management systems' to condition fluids used to lubricate or cool '**engine rotor supports**';

5.. Oil-free '**engine rotor support**'; or

Technical note for the purpose of 9.E.3.k.

4. 'Compression system' is any stage or combination of stages between the engine inlet face and the combustor that increases gas path pressure through mechanical work.

5. An '**engine rotor support**' is **bearing** supporting the main engine shaft that drives the compression system or turbine rotors.

この改定を受けて、省令および「解釈」の改正案が次のように示されている。

第 25 条第 3 項

五 マッハ数が一以上の、、、

ニ エンジンの**軸受**の潤滑又は冷却に使用する液体を調整するための能動的な熱管理装置

ホ 潤滑油を用いないエンジンの**軸受**

役務通達 別紙 1 外国為替令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語

外為令別表の項 13

圧縮系統： 機械的作用によりガス流路の圧力を増加させるためのものであって、エンジンの空気取入口面から燃焼器の間にあるいずれかの段又は段の組合せをいう。

エンジンの軸受：圧縮系統やタービンローターを駆動する主機軸を支える軸受をいう。

今回、WA の規制本文では'engine rotor support'のみで bearing の言葉はなく、Technical Note で bearing と規定されている。一方、省令では第 25 条第 3 項第五号のニおよびホに「軸受」と規定されており、省令と WA の記載が異なっている。

したがって、以下を提案する。

- 1) 省令第 25 条第 3 項第五号ニ、ホの「軸受」は、例えば「**エンジンのロータ支持部**」とする。
- 2) 外為令別表の 13 の解釈の表題を、それに伴い以下の通りとする。

エンジンのロータ支持部：圧縮系統やタービンローターを駆動する主機軸を支える軸受をいう。

【理由】

WA の本文と省令は対応していると考えております。現時点では規制対象は「軸受」であることは WA でも理解できますが、省令での規制対象が「軸受」に限定されることに対しては違和感を覚えます。

6. 1 の項「爆発物」の解釈

【意見】

次のように修正する。

ヌ イからりに該当する爆発物の子弹

↓

ヌ イからり**まで**に該当する爆発物の子弹

【理由】

他の用例と平仄を合わせた方がいいと思います。

II. 使用技術告示

1. 第三号 8

【意見】

次のように修正する。

8. 輸出令別表第 1 の 1 5 の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 4 条第一号、第二号、九号、十号又は第十一号のいずれかに該当するもの

↓

8. 輸出令別表第 1 の 1 5 の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 4 条第一号、第二号、

第九号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するもの

【理由】

脱字であると思われます。

2. 使用技術告示の範囲

【意見】

今般使用技術告示第三号の、6の輸出令別表第1の13の項の貨物等省令第12条は改正があり、それが告示に反映されるが、3、5、8は貨物等省令が改正されていないにもかかわらず、追加あるいは削除での改正がなされる。

- ・ 3の輸出令別表第1の5の項では、貨物等省令第4条第二号が追加
- ・ 5の輸出令別表第1の12の項は、貨物等省令第11条第三号と第九号ホからリまでが削除、第十号チが追加
- ・ 8の輸出令別表第1の15の項は、第九号、第十号が追加

何らかの政策判断の変更があったのか、単なる補正なのか、いずれにしてもこの告示で定める貨物の範囲の基準がどのようなものか、開示いただきたい。

【理由】

あらためて考えると、特に、3の貨物等省令第4条第号二号は「繊維を使用した成型品」、第十二号ハは「セラミック複合材料であって、ガラス又は酸化物マトリックスとするもの」、ニは「セラミック複合材料であって、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマトリックスとするもの」であり、およそプログラムとは関係がないと思われます（それだから除外されたとも考えられます）が、しかしながら他にも関係がないと思われる貨物が除外されておりません。この告示の規定の基準について、ご開示いただきたい。

III. 役務通達

1. 別紙3第2 2(4)⑤

【意見】

次のように修正する。

- ⑤ 利用する者の住所・**居住**又は所在地

利用する者の住所・居所又は所在地を記載する。「取引の相手方」と「利用する者」が同一であっても、「取引の相手方と同じ」とは記載せず、利用する者の住所・**居住**又は所在地を記載する。

↓

- ⑤ 利用する者の住所・**居所**又は所在地

利用する者の住所・居所又は所在地を記載する。「取引の相手方」と「利用する者」が同一であっても、「取引の相手方と同じ」とは記載せず、利用する者の住所・**居所**又は所在地を記載する。

【理由】

役務取引許可申請書の1. 取引の概要の(5)は「利用する者の住所・**居所**又は所在地」です。誤植であると思われます。

IV.提出書類通達

1. 別表4 2 提出書類E 1 (注2) ①

【意見】

(注2) ①に、「(外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術(輸出令別表第1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムが正常な場合を含む。)が内蔵された貨物を含む。)」と追加する。

【理由】

(注2) ②は、内蔵されたプログラムが不具合である貨物の返品等が手当されているが、①においては、内蔵されたプログラムが正常である貨物の返品等が手当されていないように思われますので、そういう場合も含む、と明確化する必要があると思います。あるいは、内蔵されたプログラムが正常でも貨物が不具合であれば、現行規定にすでに含んでいると解釈できるのでしょうか。

2. 別表4 3 提出書類TE (注2)

【意見】

(注2)の柱書きから「本邦において使用するために提供された技術であって」を削除する。

(注2)「武器のクレーム提供」とは、~~本邦において使用するために提供された技術であって、~~外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するもののうち、・・・」

【理由】

(注2)の②は、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理(略)又は異品のためのみを目的として本邦から提供する取引」であり、提出書類「クレームノート」の内容ものと思われます。これらは、「本邦において使用するために提供された技術」ではないため、柱書きと②には齟齬が生じています。この齟齬を解消するために、柱書きから「本邦において使用するために提供された技術であって」の削除が必要であると思います。

3. 別表4 3提出書類TE（注2）

【意見】

（注2）②に、「輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に内蔵された当該貨物を使用するために設計したプログラム」を規定する。

【理由】

（注2）②は、現行規定の括弧書きの含む規定を想定していると思いますので、「輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に内蔵された当該貨物を使用するために設計したプログラムの提供であって、当該貨物の不具合による返品、・・・を目的として本邦から提供する技術」という形で、武器のクレーム輸出の②の裏返しで規定し整合性を図るべきです。

4. 別表4 2提出書類E1（注2）・3提出書類TE（注2）

【意見】

「異品のためのみを目的」として「輸出する貨物（提供する技術）」の規定ぶりの修正。

【理由】

注2について、貨物を輸出し、又は本邦から技術を提供する目的を3点あげています。1つ目は貨物又は技術が不具合による当該貨物又は当該技術を返品する目的、2つ目は貨物又は技術が不具合による当該貨物又は当該技術を修理する目的ですが、3つ目は貨物又は技術が不具合による異品を目的、という形となっており、意味が通じません。ここで言いたいことは、本来の貨物又は技術とは異なるものが輸出され、又は提供された場合、それを正しいものに交換することを目的として、輸出し、又は提供することかと推測されますので、例えば、「不具合により当該貨物（当該技術）を返品し、若しくは修理することのみを目的として、又は当該貨物（当該技術）が異品により正しいものに交換することのみを目的として輸出する貨物（提供する技術）」という形で、「目的」という用語を使う場合には、規定ぶりの意味が通じるようにご検討をお願いします。

V. 包括許可要領

1. IV 特別返品等包括許可4（1）①

【意見】

4（1）①に、「（外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術（輸出令別表第1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムが正常な場合を含む。）が内蔵された貨物を含む。）」と追加する。

【理由】

4（1）②は、内蔵されたプログラムが不具合である貨物の返品等が手当されているが、①

においては、内蔵されたプログラムが正常である貨物の返品等が手当されていないように思われますので、そういう場合も含む、と明確化する必要があると思います。あるいは、内蔵されたプログラムが正常でも貨物が不具合であれば、現行規定にすでに含んでいると解釈できるのでしょうか。

2. IV 特別返品等包括許可 4 (2)

【意見】

4 (2) の柱書きから「本邦において使用するために提供された技術であって」を削除する。

(2) 特別返品等包括輸出・役務取引許可のうち役務取引に係る範囲は、~~本邦において使用するために提供された技術であって、~~外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するものうち、・・・」

【理由】

(2) の②は、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理（略）又は異品のためのみを目的として本邦から提供する取引」であり、個別許可の提出書類「クレームノート」に相当するものと思われます。これらは、「本邦において使用するために提供された技術」ではないため、柱書きと②には齟齬が生じています。この齟齬を解消するために、柱書きから「本邦において使用するために提供された技術であって」の削除が必要であると思います。

以上